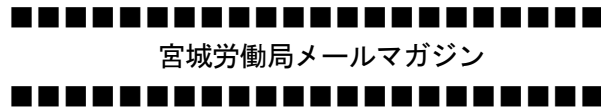


2020年4月9日発行



宮城労働局メールマガジン

---

目 次

---

《局長だより》

異動にあたっての抱負

《お知らせ》

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を追加実施します（再掲載）
2. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付について（再掲載）
3. 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」が策定されました

---

《局長だより》

3月31日付の人事異動で宮城労働局長に着任いたしました毛利でございます。よろしくお願いたします。前職は厚生労働省労働基準局でメルマガの3にありますが高年齢労働者が安全健康に働ける職場づくりを担当する安全課長を務めておりました。

現下、コロナウイルスの感染拡大に伴い関東などで緊急事態宣言が出されるに至り、県内でも感染拡大、雇用・労働問題が懸念されます。私は労働局はひたむきに働く方、働こうとしている方を支える仕事と認識し、これからが労働局が役割を果たす正念場を迎えると考えています。

雇用調整助成金その他支援策を用意し、拡充しておりますので、どうぞご活用の上雇用の維持に努めていただきますようお願いして着任のご挨拶とします。

- 
1. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を追加実施します（再掲載）
- 

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。今回の特例は新型コロナ

ウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。通常の雇用調整助成金より緩和された条件での適用となりますので、ご活用ください。

●詳細はこちら  
助成金の案内は下記URLにて

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

【お問合せ先】 職業対策課 (022-299-8063)

---

## 2. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等 対応助成金・支援金の申請受付について（再掲載）

---

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度として、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を創設しました。

また、個人で業務委託契約等の仕事をされている方向けの新たな支援金制度として、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金」を創設しました。

3月18日から、「学校等休業助成金・支援金受付センター」で、これらの助成金及び支援金の申請受付を開始いたしましたので、お知らせいたします。

助成金及び支援金の具体的内容や申請手続きについては、下記URLに掲載されている関係資料をご覧ください。

※4月～6月に期間が延長されることとなりました。

詳細については、厚労省HPをご覧ください。

<申請期間>

3月18日～6月30日

<申請書の提出先>

学校等休業助成金・支援金受付センター

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等  
対応助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

電話：0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

---

### 3. 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」が策定されました

---

厚生労働省では、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。

事業者、労働者の皆様におかれましては、このガイドラインに基づき、高年齢労働者の安全と健康の労働災害防止対策等の一層の取組をお願いします。

●「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインについて

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/kounennreiroudousya2\\_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/kounennreiroudousya2_00002.html)

●高年齢労働者の労働災害防止対策について（厚労省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714_00001.html)

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

---

★バックナンバー

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141\\_2020.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2020.html)

---

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

---

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
  - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
  - ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
  - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
  - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
  - ・携帯メールには対応しておりません。
  - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
- 

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1  
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

---